

○那珂市地域公共交通会議設置要綱

平成24年1月30日

訓令第3号

(設置)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、那珂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 那珂市地域公共交通計画その他市の地域交通施策の策定及びその推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (3) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、茨城県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長には副市長を、副会長には会長が委員の中から指名した者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集

し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（運賃協議分科会）

第8条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項について協議の必要が生じたときは、その都度、交通会議に運賃協議分科会（法第9条第4項の協議会をいう。）を設置し、当該協議を行うものとする。

- 2 運賃協議分科会は、次に掲げる者を構成員とする。
 - （1） 副市長
 - （2） 当該協議の対象となる運賃等を定め、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - （3） 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - （4） 市民又は利用者の代表
- 3 運賃協議分科会に分科会長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 第6条第1項から第3項までの規定は、運賃協議分科会について準用する。
- 5 運賃協議分科会は、協議が調ったときは、その結果を交通会議に報告するものとする。
- 6 第1項の協議をするときは、法第9条第5項の規定に基づき、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 運賃協議分科会の会議は、原則非公開とする。

（守秘義務）

第9条 交通会議及び運賃協議分科会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 交通会議及び運賃協議分科会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年訓令第18号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年訓令第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。